

# 令和2年第1回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和2年1月31日



令和2年第1回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年1月31日（金曜日） 午後1時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程第1 副議長の辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 常任委員の選任
- 日程第4 議会運営委員の選任
- 日程第5 徳之島地区消防組合の選挙
- 日程第6 議案第1号 30災第4号前泊漁港沖防波堤災害復旧工事請負変更契約
- 日程第7 議案第2号 30災第5号鹿浦港防波堤（西）災害復旧工事請負変更契約
- 日程第8 議案第3号 平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負変更契約
- 日程第9 議案第4号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第5号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第6号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第7号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君                      事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	久保 等 君	未来創生課長	松田 博樹 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	稲 泉 喜博 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	福島 隆也 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	久保 修次 君	水道課長	徳永 正大 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午後 1時00分

○議長（明石秀雄君）

ただいまから令和2年第1回伊仙町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（明石秀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、美島盛秀君、杉山 肇君、予備署名議員を  
牧本和英君、西 彦二君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（明石秀雄君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時議会の会期は、本日1月31日の1日間としたいと思いますが、ご異議あり  
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本1月31日の1日間と決定いたしました。

△ 追加日程第1 副議長辞職の件

○議長（明石秀雄君）

ただいま、副議長の福留達也君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ご  
ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題と  
することに決定しました。

追加日程第1 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、福留達也君の退場を求めます。

[副議長 福留達也君 退場]

○議長（明石秀雄君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（穂 浩一君）

令和2年1月31日、伊仙町議会議長、明石秀雄殿。伊仙町議会副議長、福留達也。  
辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。  
以上です。

○議長（明石秀雄君）

この採決は起立によって行います。  
お諮りします。福留達也君の副議長辞職の件を許可することに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数。したがって、副議長の辞職を許可することに決定しました。  
[副議長 福留達也君 入場]

○議長（明石秀雄君）

ただいま副議長が欠けました。

△ 追加日程第2 副議長の選挙

○議長（明石秀雄君）

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。  
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（明石秀雄君）

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に清 平二君、岡林剛也君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（明石秀雄君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（明石秀雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1 番	杉山議員	2 番	牧本議員
3 番	西 議員	4 番	佐田議員
5 番	清 議員	6 番	岡林議員
7 番	牧 議員	8 番	上木議員
9 番	永田議員	1 0 番	福留議員
1 1 番	前 議員	1 2 番	明石議員
1 3 番	樺山議員	1 4 番	美島議員

---

○議長（明石秀雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

なしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。清 平二君、岡林剛也君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（明石秀雄君）

投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効票ゼロです。有効投票のうち、岡林剛也君14票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、岡林剛也君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（明石秀雄君）

ただいま当選されました岡林剛也君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました岡林剛也君から副議長当選の挨拶をいただきます。

○6番（岡林剛也君）

皆さん、ありがとうございます。ただいまの選挙で当選させていただきました岡林剛也でございます。

これから、若輩者ですけども、議長をサポートして、副議長としての職を果たしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（明石秀雄君）

ここで、前副議長、福留達也君からご挨拶をいただきます。

○10番（福留達也君） 皆さん、2年前に皆さんに推薦していただいて副議長の大役を務めさせていただき、本当にありがとうございました。

美島議長とともに、いろんな改革も考えながら、なかなかできなかったのですが、今後の明石議長、岡林剛也新副議長、この2人をまた我々もサポートしながら、よりすばらしい伊仙町議会になっていきたいと思っております。頑張ってください。どうもありがとうございました。（拍手）

### △ 日程第3 常任委員の選任

○議長（明石秀雄君）

日程第3 常任委員の選任を行います。各常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしたとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員は、お手元にお配りしたとおり、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、各常任委員が選任されましたので、伊仙町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、ただいまから正副委員長互選を行いますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

---

再開 午後 1時19分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長の報告をいたします。総務文教厚生常任委員長に牧 徳久君、同副委員長に上木千恵造君、経済建設常任委員長に美島盛秀君、同副委員長に前 徹志君、以上の



とおり、各常任委員会において互選されましたので、ご報告いたします。

#### △ 日程第4 議会運営委員の選任

##### ○議長（明石秀雄君）

日程第4 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、伊仙町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元にお配りしたとおり、副議長の岡林剛也君、総務文教厚生常任委員長の牧 徳久君、同副委員長の上木千恵造君、経済建設常任委員長の美島盛秀君、同副委員長の前 徹志君、以上5名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、議会運営委員が選任されましたので、伊仙町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、ただいまから正副委員長の互選を行いますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

---

再開 午後 1時23分

##### ○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の報告をいたします。委員長に上木千恵造君、副委員長に前 徹志君、以上のとおり、委員会において互選されましたので、ご報告いたします。

#### △ 日程第5 徳之島地区消防組合議員の選挙

##### ○議長（明石秀雄君）

日程第5 徳之島地区消防組合議員の選挙を行います。

徳之島地区消防組合議員につきましては、私の議長就任に伴い、現在1名の欠員状態となっているため、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

徳之島地区消防組合議員に美島盛秀君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した美島盛秀君が徳之島地区消防組合議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選されました美島盛秀君から当選の挨拶をお願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

こんにちは。ただいま、議長のほうから消防組合議員に指名推選をいただきました美島盛秀でございます。

議長交代の中で消防議員ということですので、あとを引き継ぎまして、しっかりと消防、徳之島の防災、安全に最善の努力をしてみたいと思いますので、皆さんのご協力もまたよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（明石秀雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時25分

---

再開 午後 1時35分

△ 日程第6 議案第1号 30災第4号 前泊漁港沖防波堤災害復旧工事請負変更契約

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第6 議案第1号、30災第4号、前泊漁港沖防波堤災害復旧工事請負変更契約について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

新年明けましておめでとうございます。

先ほどテレビで、新副議長に岡林剛也さんがなったということで、心からお祝い申し上げます。そして、また、福留達也前副議長の退任の弁もしっかりと聞きました。よろしく申し上げます。

その前に一言、伊仙町議会とこれから伊仙町行政はしっかりと新しい厳しい時代、それは、人口減少の中で、伊仙町はこれから、それを切り開いていくために、全ての町民、障害のあるなしにかかわらず全ての町民が活躍される時代を力強く切り開いていきたいと考えております。

新議会体制の中で、行政改革、我々も断行していきます。議会改革も新しい時代に合った、そして、先見的な議会改革にしていただければ、伊仙町は真の意味での車の両輪として大きな発展をするのではないかと確信しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、令和2年第1回伊仙町議会に提案いたしました議案第1号について、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、30災第4号、前泊漁港沖防波堤災害復旧工事請負契約に変更が生じたので、変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決を付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案しております。ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

**○議長（明石秀雄君）**

議案第1号について補足説明があれば、これを許します。

**○建設課長（福島隆也君）**

議案第1号について補足説明いたします。

工事名、30災第4号、前泊漁港沖防波堤災害復旧工事。工事場所、大島郡伊仙町犬田布地内。変更契約減額額376万8,400円、変更契約額1億4,622万2,000円。契約相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5150番地、洲上建設工業株式会社代表取締役、洲上平八郎。

変更の理由といたしまして、上部工及び腹づけ工に設計値と現場寸法に相違があり、コンクリートの数量に変更が生じ、また、大きな変更点といたしましては、土運船によって被災した腹づけ工のコンクリート殻を運搬する船を計上していたが、腹づけ工を撤去する起重機船で運搬を行ったため、土運船による経費の減額が生じたためであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（明石秀雄君）**

これから、議案第1号について質疑を行います。

**○5番（清平二君）**

これは、当初の工期、それから、変更後の工期、いつからいつまでだったのか、お願ひします。

**○建設課長（福島隆也君）**

当初の工期が令和2年1月24日で、変更後は令和2年2月21日であります。

**○5番（清平二君）**

この減額376万8,400円の負担割合を教えてくださいたいと思います。

**○建設課長（福島隆也君）**

国庫補助率が10分の8（8割）、調査費が10分の2であります。

**○5番（清平二君）**

国庫が10分の8の減、町の負担が10分の2ということでよろしいでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

詳細については、ちょっと調べないとわかりませんので、また後日お知らせしたいと思います。

○議長（明石秀雄君）

5番、清君、3回目ですので、まとめてください。

○5番（清 平二君）

やはり、これは災害復旧工事ということですが、国の査定を受けて契約をしてあると思いますけども、この減額は国のほうも認めているのかどうか。

○建設課長（福島隆也君）

この災害査定の変更については、県への審査を受けていますので、国の日程というか、これは、今後また会計審査という項目がありまして、その中でまた、国の審査があるということでもあります。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、30災第4号、前泊漁港沖防波堤災害復旧工事請負変更契約を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

賛成多数です。したがって、議案第1号、30災第4号、前泊漁港沖防波堤災害復旧工事請負変更契約は可決することに決定しました。

#### △ 日程第7 議案第2号 30災第5号 鹿浦港防波堤（西）災害復旧工事請負変更契約

○議長（明石秀雄君）

日程第7 議案第2号、30災第5号、鹿浦港防波堤（西）災害復旧工事請負変更契約について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第2号は、30災第5号、鹿浦港防波堤（西）災害復旧工事請負契約に変更が生じたので、

変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第2号について補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（福島隆也君）

議案第2号について補足説明いたします。

工事名、30災第5号、鹿浦港防波堤（西）災害復旧工事。工事場所、大島郡伊仙町阿権地内。変更契約減額額758万7,000円、変更号契約額9,987万3,000円。契約相手方、鹿児島県奄美市名瀬小俣町29番地25号、竹山建設株式会社代表取締役、竹山博昭。

変更理由といたしまして、流用分の被覆ブロック及び消波ブロックの当初物揚場に仮設後据えつけを計画していたら、施工時に、起重機船内に仮置きを行い、据えつけを行ったため、変更対象といたしました。

また、起重機船の回航費、名瀬港から鹿浦港への距離を積算しておりましたが、前泊港の災害復旧工事で使用している起重機船を兼用していたため、回航費を前泊港から鹿浦港への往復費に変更したためであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

これから、議案第2号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第2号、30災第5号 鹿浦港防波堤（西）災害復旧工事請負変更契約について、質疑をいたします。

先ほどの前泊と関連しますけれども、この写真が全員協議会で説明がありましたけれども、この写真はいつ撮影された写真かお尋ねいたします。

そして、前の写真は、30年の10月10日ですが、同じ日付であれば、また、平成30年10月10日といいますと、もう、やはり1年11カ月ですか、過ぎて、30年の明許繰越の事業であります。

そういう中で、最初に行われた工期、この写真の写した日付と、それから工期、そして、変更があったならば、その変更契約、最終の工期、まずお尋ねいたします。

○建設課長（福島隆也君）

基本的に、この写真は、災害査定時に撮るものでありまして、その災害後の写真だと思っております。

工期につきましては、当初は令和2年1月24日、変更後の工期が2月21日であります。

○14番（美島盛秀君）

当然、この減額補正でありますけれども、途中で工事内容が変わってきたというのは理解ができ

ます。しかしながら、30年の10月の災害、そして明許繰越、そして、1月24日が工期、そして、工期延長が2月21日ですけれども、減額でありますので、工事の手法はそう問題ないと思いますけれども、なぜ、これだけ期間を置きながら、工事がこういう工期を延長したりしたのか。

まず、私がお尋ねしたいのは、この工事は、面縄港から消波ブロックを運んで並べる、あるいは、この割れたのを運び出す、こういうことは、その期間内で十分できたはずであります。

あと、工期延長して2月21日となれば、年度末で、本当に執行部のほうとしても財政上いろいろ問題があるかと思えますけど、もっとこの工期内でできなかったのか。その工期内にできなかった理由を説明お願いいたします。

#### ○建設課長（福島隆也君）

この災害復旧工事に関しましては、まず災害が発生し、港湾の場合は、結構、その災害の現場に行くのも日数を要するというのもありまして、また、その災害査定、報告、査定、県の審査もありまして、この発注したのが平成31年の3月に発注し、議会議決を経て発注したものであります。

その中で、今、令和2年、この間が結構、工事までの間があいているというのは、この奄美群島の中で、しゅんせつ船、持っている業者が2業者、災害は徳之島だけじゃなくて奄美大島全域であったらしいのです。そこでも来船の取り合いという形もありまして、その辺で竹山建設さん、淵上さんの起重機船が来るのが遅くなったというのも変更の一つの理由、工期が延びた理由であります。

#### ○14番（美島盛秀君）

この工事につきましては、日ごろから、町内業者育成のために、町内業者を入札に参加させるべきではないかというようなことなど、日ごろから言われていた事業であります。そういう中で、町外、しかも島外、島外となれば鹿児島県内には幾つか優秀な業者もいると思います。

私は、この入札に問題があったのではないかという気がしてならないわけでありましてけれども、やはり、県内の優秀な建設業者、いわゆる、これは災害でありますので、早く改修をして工事を完成させて、そして漁民の皆さんに生活ができるようにやってあげるのが、努力をするのが執行部の務めであると思うわけでありましてけれども、やはり、職員の皆さんの、今、説明がありましたように、災害の査定とかいろいろ時間もかかったでしょう。しかし、これは30年の明許繰越であります。ですから、もっともっと早目にできて、既に去年12月いっぱいぐらいではできて、もう既に、やがて令和2年の予算も決まってきます。そういう中で、しっかりと漁業振興に寄与できるような、そういう努力を今後していただきたいと考えますので、お願いをして私の質疑を終わります。

#### ○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、30災第5号、鹿浦港防波堤（西）災害復旧工事請負変更契約を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第2号、30災第5号、鹿浦港防波堤（西）災害復旧工事請負変更契約は可決することに決定しました。

#### △ 日程第8 議案第3号 平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負変更契約

○議長（明石秀雄君）

日程第8 議案第3号、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負変更契約について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第3号は、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負契約に変更が生じたので、変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第3号について補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（福島隆也君）

議案第3号について補足説明いたします。

工事名、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事。工事場所、大島郡伊仙町阿三地内。変更契約増額分1,034万8,238円、変更後契約額7,797万1,000円。契約相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5150番地、瀏上建設工業株式会社代表取締役、瀏上平八郎。

変更の理由といたしまして、橋桁製作ヤードとなるA2橋台側の製作ヤードが狭いことから、橋桁製作後の架設クレーンの据えつけが困難であるため、架設クレーンの橋桁製作前に設置したことから、許容期間の日数に変更が生じたためであります。

また、架設クレーンの設置時に、現地番が低く、引き出しレール設置に支障が生じたため、必要

な高さまで盛り土及び基礎コンクリート工を変更対象としたものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

これから、議案第3号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負変更契約について質疑をいたします。

ちょっとお尋ねしますが、この事業のこの橋の新築、これは平成何年から始まっていますか。

○建設課長（福島隆也君）

私、ちょっと記憶がありませんので、ちょっと調べて、またお知らせしたいと思います。

○議長（明石秀雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時00分

---

再開 午後 2時03分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問にお答えいたします。

設計が平成26年、解体が27年度予算の28年度に始まっているということであり、27年に光ファイバーの移設があるということです。

○6番（岡林剛也君）

工事は、大体27年ぐらいから始まっているみたいですが、そのところからずっと工事をしていて、今回、この追加の理由が、言えばスペースがなかったのも、そのクレーンの設置とか、ヤードの広さが不足しているとかということですが、そんな前から工事をしていながら、それぐらいわかっている、この上部橋を設計とかするときにも、やっぱり、発注するときに、そういう予算もちゃんと含めて出すべきだと思いますけども、このとき、契約したのが7,600万円ぐらいで入札して落としてありますけども、このときは、たしか4社で入札して、次点との差が2万4,000円しかないのです、大体そこにきて、ここでまた1,000万円上乗せすると、この4位との差が760万円ぐらいあったのですが、また逆転してしまうと。何か入札の意味があったのかなという、非常に根本的な疑問が生じますけども、それについてはどう考えますか。

○建設課長（福島隆也君）

入札に関しましては、行政側が立ち入ることができないと思っておりますので、その辺は業者さ



んの考え方だったと思っております。

○6番（岡林剛也君）

どっちにしろ、この最初の予算の見積りの甘さがこういう結果になったのではないかと思いますけども、それについてはどうですか。

○建設課長（福島隆也君）

設計の段階で、もうちょっと光ファイバーの件に関しても、その辺もうちょっと詳細に調査を入れればよかったのかなと、今思えば、思っております。

今後、こういうことがないような設計をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑はございませんか。

○4番（佐田 元君）

今の質問に関連して質問いたします。

令和元年第2回の定例会において、この件について、岡林議員が質問されております。その中で、工事計画を組んであったと思いますが、この中に金額は出ているのでしょうか。答弁では含まれておりますということでありまして、岡林議員のほうで、ということは第2鹿浦橋の工事はこれで終了ということですかと尋ねております。

そこで、建設課長は、そのとおりですと答えております。それを、なぜ今になって、先ほどから問題視されている、この請負額の変更、これで終わりとしているのにもかかわらず、今になってこの額が出たということの説明をお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

この件に関しても、設計の精査の仕方にちょっと不備があったということでありまして、この辺は、今後、また反省点といたしまして、また修正していきたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

それでは伺いますけど、この設計図、これはいつの設計図ですか。

○建設課長（福島隆也君）

この分で。

○4番（佐田 元君）

これこれ、2番目の。

○建設課長（福島隆也君）

最初のほうですね。これは、入札時の設計図、一覧設計書であります。

○4番（佐田 元君）

変更後の設計図はないわけですか。もし、あれば、提出をお願い、資料を求めたいと思いますけど。

○建設課長（福島隆也君）

変更後といいますのは、その次の写真入りのものですけど、この中に、門型、これ、クレーンになっていますね。この中に製作をして、そのまま押し出す。だから、もうスペースがないので、そのクレーンの下で製作して押し出す工程を組んでおります。

○4番（佐田 元君）

ちょっとわかりづらい。あと一回、もう、この説明をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

当初は、その橋桁を製作して、その門型クレーンを設置して、それを載せて設置するのが当初の計画でした。スペースがないということで、まず、その門型クレーンを先につくって、その下で製作をして、そのまま橋に載せるという作業をしていったということです。

○4番（佐田 元君）

まだ、いいですか。終わり。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございますか。

○2番（牧本和英君）

今の説明のちょっとあれですけど、この、言えば、スペースがなかったとか、という答弁だったのですが、これは、ただ、業者にとって、これではできなかったのか。ただ、やりやすいようにしてあげたのか。説明聞いていたら、もう、なんか業者のためにやったかのような回答が聞こえてくるんだけど、実際どうなのか、よろしくをお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

これは、業者のためではなくて、施工ができないということで、これも一応県の審査を受けていますので、県とも相談しながら、こういう工法がいいのではないかとということで回答をもらい、この設計に至っています。

○2番（牧本和英君）

そしたら、最初もこの設計にあるヤードはもう、これでは無理という判断ということなのですかね。その無理という判断の中で入札が行われておるのですか。

○建設課長（福島隆也君）

先ほども申し上げましたように、設計が26年度にありまして、その後、光ファイバーの移設等があり、この写真でもわかるように、光ファイバー、これを一たび切ってしまうと、NTTさんに言われたんですけど、賠償がすごく多額になりますよという、いろいろ脅されたんですけども、そういうのもありまして、これはもう、うちの建設側の設計でこういうふうな指示をしたということになります。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

これの第1回目の設計の入札、そして設計の引き渡し、この工事の入札日と契約日、これを教えていただきたいと思います。そして、さらに、今現在の工事をしている工期、いつまでなのか。第1回目の工期、2回目の工期、お願いします。

○建設課長（福島隆也君）

当初の設計の日付でしょうか。

○5番（清 平二君）

はい。

○建設課長（福島隆也君）

ちょっと調べないと、ちょっとわからないですけども。最終の工期に関しましては3月の19日です。

○5番（清 平二君）

何年何月。

○建設課長（福島隆也君）

令和2年3月19日です。最終の工期がですね。

○5番（清 平二君）

最初の工期。

○建設課長（福島隆也君）

最終。

○5番（清 平二君）

最初の工期は。

○建設課長（福島隆也君）

最初は、令和元年6月6日ですね。すいません、令和2年2月10日です。

○5番（清 平二君）

設計がそれぞれ変更なっているということですけども、この設計の第一段階での設計の引き渡しと2回目のこの設計の引き渡し、設計をした日付をきちっと調べて教えていただきたいと思います。

○議長（明石秀雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時13分

---

再開 午後 2時22分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設課長（福島隆也君）

設計委託の当初の日付、平成26年12月4日、契約額1,799万2,000円、変更後、平成27年2月27日、変更額、すいません、設計変更に関して、すいません、当初の金額が799万2,000円であります。その後の変更が平成27年2月27日、変更額が943万7,000円であります。

設計の変更でよろしいでしょうか。

ですので、この変更に関しましては、これは建設課内での変更になります。（「いや、当初、これ設計したのは建設課でしたわけ」と呼ぶ者あり）いや、当初は委託をしております。（「それはいつしたのか。26年」と呼ぶ者あり）当初はです、詳細設計は。

この架設工に関して、その架設クレーンに関しては、業者さんが今、そこに製作ヤードができな  
いということで、橋桁をつくる場所がないということで、製作ヤードを先につくって、1本ずつ設置  
しながらつくっていったという工程であります。（「それは27年」と呼ぶ者あり）これは、令和2年、  
今年の1月27日に県の審査を受けています。（「1月の」と呼ぶ者あり）27日です。（「その前、  
この予算なしで契約、元年6月の定例議会で契約をしたときの設計の……」と呼ぶ者あり）（発言  
する者あり）

○議長（明石秀雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時25分

---

再開 午後 2時45分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負変更  
契約を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立少数です。したがって、議案第3号、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金第2鹿浦橋上部工事請負変更契約は否決されました。

△ 日程第9 議案第4号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）

△ 日程第10 議案第5号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△ 日程第11 議案第6号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

△ 日程第12 議案第7号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（明石秀雄君）

日程第9 議案第4号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、日程第10 議案第5号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第11 議案第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）、日程第12 議案第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）の4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を4件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第4号は、令和元年度伊仙町一般会計、議案第5号は、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第6号は、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第7号は、令和元年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第4号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第4号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額61億8,484万3,000円に歳入歳出それぞれ674万円を減額し、歳入歳出予算の総額を61億7,810万3,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入について説明いたします。

17款繰入金、補正前の額2億7,410万1,000円から674万円を減額し、2億6,736万1,000円とするものであります。歳入合計61億8,484万3,000円から674万円を減額し、61億7,810万3,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書4ページをお開きください。

1 款会議費、補正前の額9,082万2,000円に8万6,000円を増額し、9,090万8,000円とするものであります。主なものとして、議長、副議長等の議会構成の変更に伴う報酬の増によるものであります。

2 款総務費、補正前の額10億2,834万円に52万円を増額し、10億2,886万円とするものであります。主なものとして、人件費の増によるものであります。

3 款民生費、補正前の額16億4,875万4,000円に18万5,000円を増額し、16億4,893万9,000円とするものであります。主なものとして、助産費等補助操出金の増によるものであります。

4 款衛生費、補正前の額5億2,708万1,000円から352万7,000円を減額し、5億2,355万4,000円とするものであります。主なものとして、人件費の減によるものであります。

5 款農林水産業費、補正前の額7億2,616万3,000円から277万円を減額し、7億2,339万3,000円とするものであります。主なものとして、人件費の減、有害鳥獣捕獲出動報償費の増によるものであります。

7 款土木費、補正前の額4億8,223万5,000円から461万2,000円を減額し、4億7,762万3,000円とするものであります。主なものとして、人件費の減によるものであります。

9 款教育費、補正前の額5億4,934万6,000円に337万8,000円を増額し、5億5,272万4,000円とするものであります。主なものとして、人件費の増によるものであります。

歳出合計61億8,484万3,000円から674万円を減額し、61億7,810万3,000円とするものであります。

以上、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

これから、議案第4号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

8ページの鳥獣被害対策事業費99万円増額されていますが、この説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

当初予算に計上しておりました、また、12月でも補正を組ませていただいたのですけれども、一般質問等でありましたとおり、今年度、イノシシの被害が大きいということで、猟友会のほうに捕獲をお願いしているところ、例年の三、四倍ほどの有害鳥獣の捕獲の件数が出ておりまして、予算が足りないということで、また今回45頭分増額の補正をお願いしているところでございます。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第4号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第5号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第5号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書のほうをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額10億5,886万6,000円に歳入歳出それぞれ168万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額10億6,054万7,000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入につきまして、10款繰入金、補正前の額9,526万7,000円に168万1,000円を増額し、補正後の額9,694万8,000円とするものであります。主なものとしまして、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4節出産育児一時金等繰入金112万円を増額するものであり、2項1目1節基金繰入金56万円を増額するものであります。

歳入合計、補正前の額10億5,886万6,000円に168万1,000円を増額補正し、補正後の歳入合計を10億6,054万7,000円とするものであります。

次に、歳出につきましては、予算書6ページをお開きください。

2款保険給付費4項出産育児諸費において、加入者の出産件数が予測より多く、増額補正の必要が出たため、1目出産育児一時金19節負担金補助及び交付金168万円を増額し、2目審査支払手数料12節役務費1,000円を増額補正するものであります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

これから、議案第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第5号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（徳永正大君）

それでは、議案第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

既定の歳入予定総額4億7,459万6,000円から減額はございません。

3ページをお願いします。

歳出を説明いたします。

1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費7節賃金27万2,000円を減額し、2節給料1万7,000円、3節職員手当14万円、4節共済費11万5,000円を組み替えるものであります。これは、1月の人事異動に伴うものであります。

以上で、簡易水道特別会計の補足説明を終わります。ご審議をお願いします。

○議長（明石秀雄君）

これから、議案第6号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第6号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）について補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（徳永正大君）

それでは、議案第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

1ページをお願いします。

まず、収益的収入及び収支補正の収入のほうから説明させていただきます。合計額のみを説明いたします。

第1款水道事業費収益、既定の予算1億2,304万7,000円から増額及び減額はございません。

次に、収支について説明いたします。

1ページをお願いします。

1款水道事業費1億1,097万円から増額及び減額はなく、第1款営業費の総がかりの中で予算の組み替えです。詳細については、総がかりの中の給与及び手当等の組み替えになります。これも1月の人事異動に伴う手当等給料の組み替えとなります。

以上で、上水道の補足説明を終わります。ご審議をお願いします。

○議長（明石秀雄君）

これから、議案第7号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第7号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和2年第1回伊仙町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 杉 山 肇